

業務改善に
取組中です！

徳野会計事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel : 06-6809-2205
fax : 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail : info@ft-tax.com



FT トクちゃん新聞

Vol.129

6月号

最後の運動会

徳野



小学6年生の娘の運動会。6年生にとっては小学校最後の運動会。5月の練習の段階から「これで最後の運動会と思うとウルウルする」という娘の言葉に「卒業式ならまだしも・そんなあほな」と思っていました。ところが当日、ビデオカメラ越しに見る組体操の演技をする娘の一所懸命な表情、足のつま先までピンと力を入れている様子も見て取れて、「頑張ってるな〜」と感心すると同時に恥ずかしながら私がウルウルしてしまいました。一所懸命な様子は感動させるものがありますね。参りました。お兄ちゃんの幼稚園の運動会から数えて14年。今回で私の運動会は卒業です。

仕事探しはIndeed



「採用が難しい」とよくお聞きしています。弊社はおかげ様で6月に2名入社、8月に1名入社予定ということに至りました。今回は船井総研さんのアドバイスをいただいて、テレビCMでおなじみの「Indeed」を利用してみました。無料で利用できますが無料では反響はないです。「応募殺到」というわけではないですが、ポツポツと反響はあり3名採用となりました。かといって、次回もIndeedでよいのかというと、これまたわかりません。採用も業務システムも、どんどんいいものが出てきますので、常に情報をキャッチできるように心がけておきたいです。

軽減税率実施後、イートインスペースのある場所で飲食物を買うときの消費税率は・・・



廣島

平成31年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税率の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度では、対象品目（酒類及び外食を除く飲食料品、新聞の定期購読料）の消費税率が8%に据え置かれることになっています。

外食の飲食料品の消費税率は10%ですが、飲食設備（イートインスペース）があるコンビニ等で外食かどうか（消費税率10%と8%のどちらを適用されるか）は販売の時点でのお客様の意思によります。（後で気が変わった！という時も消費税率には影響しません。）

レジでは、持ち帰られるか店内で飲食されるかの確認が必要となります。こういった従業員への教育や、販売・仕入の際の消費税率が8%と10%のどちらが適用されるかの確認は、今から情報収集を始めてご準備をお願いいたします。心配なことがあれば徳野会計事務所までご相談ください！



帳簿書類の保存期間

池田



法人税法上の保存期間は、確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。

平成30年3月31日決算の会社の場合は申告書の提出期限が平成30年5月31日で、**保存期間は平成37年5月31日まで**となります。

但し、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、9年間
平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、10年間に延長されます。

「帳簿」とは、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳等

「書類」とは、決算書類（貸借対照表、損益計算書、棚卸表等）

現金預金の入出金の証拠となるもの（領収書、預貯金通帳、小切手・手形帳の控え等）

取引の過程でやり取りした書類（請求書、見積書、契約書、納品書、注文書等）



会社で取り扱う帳簿書類、その他の文書は、その文書の種類により各法令等で保存期間を定められているものが多くあります。法人税法以外の法令等にもご注意ください。

税務スケジュール(6、7月)

6月11日(月)

- ・ 5月分の源泉所得税・住民税の納付(特別徴収)
- ・ 12月～5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

7月2日(月)

- ・ 法人税・消費税の確定申告・納税(4月決算法人)
- ・ 法人税・消費税の予定申告・納税(10月決算法人)
- ・ 消費税の3ヵ月ごとの中間申告(1月、7月法人)
- ・ 5月分社会保険料の納付



7月10日(火)

- ・ 社会保険 算定基礎届
 - ・ 労働保険料の申告・納付
 - ・ 源泉所得税(納期の特例・1月～6月分)納付
 - ・ 6月分の源泉所得税・住民税の納付(特別徴収)
- 6月分より**住民税徴収税額が変更**になります。



弊社で源泉納付書(納期の特例)を作成している顧問先様へ**5月分までの給与・賞与支給状況をお知らせ**ください。
6月支給分は支給内容が決定次第、お知らせくださいませ。

楽しい給与計算のご紹介 (Mykomon)

給与計算ってややこしくて手間がかかりますよね。

社会保険の標準報酬月額変更、保険料率の変更など1年間に**何度も変更が必要**になります…。

そこで、MyKomon内にある給与計算ソフト「楽しい給与計算」のご紹介です。

初期設定も簡単、保険料率は**自動**で変更してくれますし、ご不安な点があった場合も、弊社ですぐに**内容確認**を行えますので安心してご利用頂けます。
是非、「楽しい給与計算」のご利用をご検討下さい。
ご利用料金:1,080円/月(最大100名まで)

項目	金額	項目	金額
出勤日数	21	賞与	0
出勤時間	180	深夜労働時間	0
基本給	220,000	通勤手当	3,000
残業手当	41,000	交通費	4,100
健康保険料	10,800	厚生年金	1,431
介護保険料	1,800	所得税	5,100
退職金	0	合計	284,700



健康経営で従業員と会社を健康に



多くの企業で**採用希望者がなかなか集まらない**という悩みが深刻になっていますね。
それはつまり、**今働いてくれている社員さん達に元気で長く働いて頂くことがとても重要**になって来る、ということでもあります。

健康経営とは、従業員の健康の維持・増進が企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、**経営的な視点から従業員の健康管理を戦略的に実践**することです(デジタル大辞泉より)。

また、この取り組みを**経済産業省**が評価する「**健康経営優良法人認定制度**」というものがあります。
2017年から始まり**大阪では25社**が認定、2018年には**57社**が新たに認定されました。

認定のために難しい課題があるわけではありません。**健康診断**を皆がきちんと受けているか、**長時間労働者**への対応にどう取り組んでいるかなどの認定基準がありますので申請書を作成し加入している保険組合が保険協会へ提出します。詳しくは**経済産業省のHP**をご覧ください。

健康経営優良法人に認定されると「**従業員の健康を考えている企業**」と外へ向けて発信でき、採用希望者が増えたという会社もあるようです。**健康**って良いことづくめですね!



スタッフより

北川



<退職のご挨拶>

この度、6月30日付けで退職することとなりました。
2015年1月に入所し、3年半という期間でしたが、色々とお世話させていただきました。今回、退職を申し出た私のわがままにも所長始め、事務所スタッフの方にはご理解いただき、感謝しております。

また、内勤業務でしたので、顧問先様と直接お話をさせていただく機会は多くはありませんでしたが、大変お世話になり、ありがとうございました。

最後になりますが、今後の皆さま方のご発展を心よりお祈り申し上げます。



クイズ

北川



<問題>

食料品を軽減税率の対象としている国でも高級な食料品などは標準税率の対象としています。
フランスでは、次のうち標準税率の対象になっているのはどれでしょうか。

軽減税率とは、政策的目的により税負担を軽くするため、標準税率より低い税率を適用すること。

[1] キャビア [2] フォアグラ [3] トリュフ [レストランでの飲食]

<答え>

[1] キャビア
フランスでは、キャビア・フォアグラ・トリュフを3大珍味といっているのですが、キャビアは輸入品なのに対し、フォアグラとトリュフはフランス国内での生産が多く、農業・畜産振興のために軽減税率としています。

